

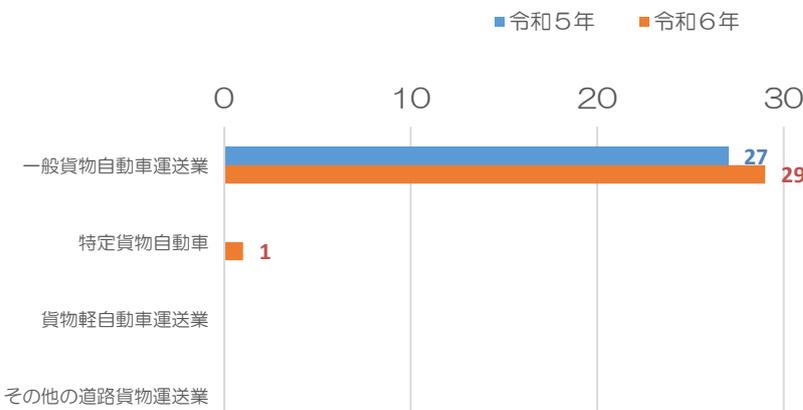
# 陸上貨物運送事業で労働災害が増加しています！

葛城署管内の令和6年（新型コロナウイルス感染症による労働災害除く）の休業4日以上  
の死傷者数は395人と前年より33人（9.1%）の増加となっています。

なお、**陸上貨物運送業**（陸上貨物運送業：道路貨物運送業と陸上貨物運送業を合わせた  
呼称）における死傷者数は30人と、前年の27人より3人（11.1%）増加しています。

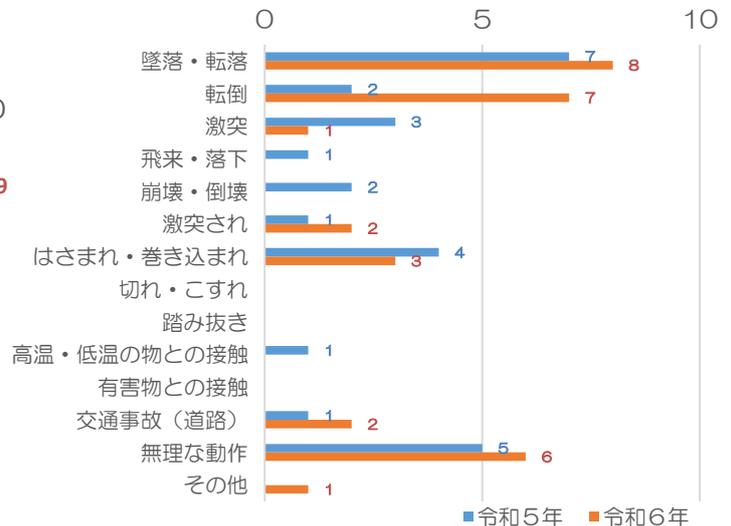
事故の型別では、墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、交通事故、  
無理な動作等の災害が発生しています。

運送業における労働災害の発生状況



令和6年の一般貨物自動車運送業の休業4日以上  
の死傷者数は29人（前年より2人増加）となっています。

運送業における事故の型別災害発生状況

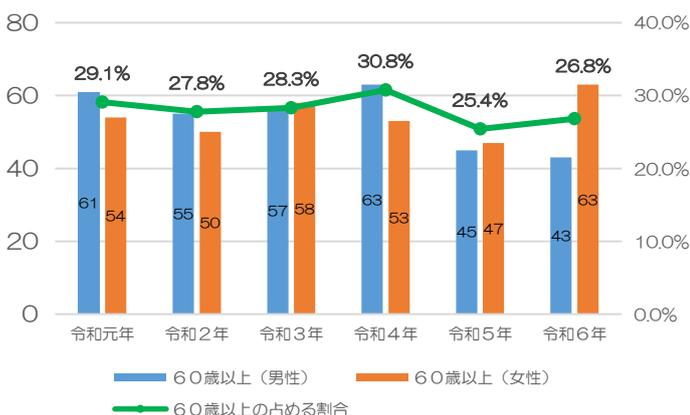


## 高齢労働者の災害を防止するために

運動機能が低下する中・高齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。

十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の  
導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握など、**エイジフレンドリーガイド  
ラインに基づく取組みに努めましょう。**

高齢労働者の災害発生状況



高齢労働者の  
安全衛生対策について

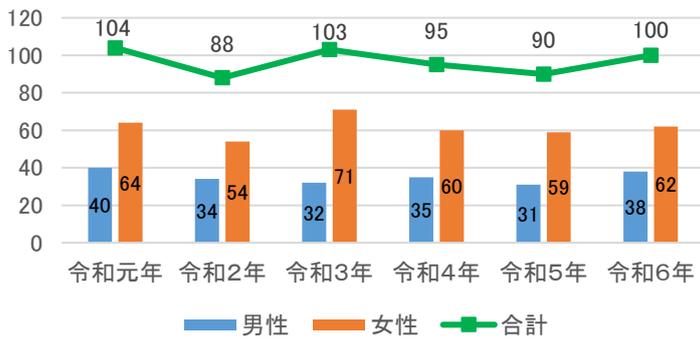
エイジフレンドリー  
ガイドライン

エイジフレンドリー  
ガイドライン補助金  
令和7年5月15日～  
令和7年10月31日



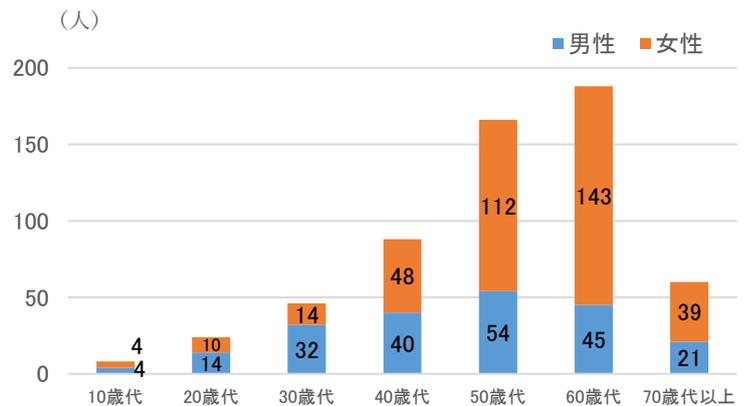
# 転倒災害を防止するために

転倒災害の男女別発生状況



- ◎高年齢になるほど、転倒災害の発生件数が**増加**しています。
- ◎高年齢の**女性**の転倒災害の**発生率が特に高くなっています**。

転倒災害発生状況(年齢別)  
(令和元年～令和6年)



床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ①何もないところにつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
→転倒や怪我をしにくい**身体づくりのための運動プログラム等の導入**
- ②作業場・通路に放置された物につまずいて転倒  
→バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）の徹底
- ③通路等の凹凸につまずいて転倒  
→敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を**確認し、解消**
- ④作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒  
→**適切な通路の設定**、敷地内駐車場の**車止めの「見える化」**
- ⑤作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒  
→引き回した労働者が自らつまずくケースも多い転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場のあんぜんサイト  
転倒災害防止対策について



～転倒・腰痛予防！  
「いきいき健康体操」～

## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ①凍結した通路等で滑って転倒  
→従業員用通路の**除雪・融雪**。凍結しやすい箇所には**融雪マット等**を設置する
- ②作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒  
→水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を**維持**する。  
（**清掃中エリアの立入禁止**、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
- ③水場（食品加工場等）で滑って転倒  
→**滑りにくい履き物**の使用（労働安全衛生規則第 558 条）  
**防滑床材・防滑グレーチング等の導入**、**摩耗している場合は再施工**  
隣接エリアまで濡れないよう**処置**
- ④雨で濡れた通路等で滑って転倒  
雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、**防滑処置等の対策**を行う



## 荷役作業での労働災害を防止するために

荷役作業での労働災害は毎年発生しているため、厚生労働省は、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しています。

### 災害防止のポイント

#### ◎安全衛生体制の確立

- ・荷役作業の担当者の指名
- ・安全衛生方針の表明等
- ・荷主等との安全衛生協議会組織の設置

#### ◎荷役作業における労働災害防止措置（基本的な措置）

- ・荷役作業の有無の事前確認（荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるかの確認）
- ・保護帽、安全靴等の着用
- ・荷役場所を安全に作業が行えるように改善（十分な作業スペースの確保、床の凸凹の改善  
安全な走行、作業通路の確保等）

#### ◎墜落・転落労働災害防止措置

- ・荷役作業を行う労働者の遵守事項
  - 作業を行う前に作業場所の整理整頓を行う
  - 荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上での作業とする
  - 墜落時保護用の保護帽を着用する
  - 荷台への昇降は、昇降設備を使用する（昇降する際は、三点確保を実行する）
  - あおりを立てる場合は、必ず固定する
  - 墜落防止施設・設備の使用を行う

#### ◎フォークリフトによる労働災害防止措置

- ・フォークリフトの運転資格の確認
- ・作業計画の作成
- ・作業指揮者の配置
- ・通路の死角部分へのミラー等の設置
- ・走行場所と歩行通路を区分する
- ・フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項
  - 人の昇降など用途外使用を行わない
  - 荷崩れ防止措置を行う
  - 急停止、急旋回を行わず、停車した時は、逸走防止措置を必ず行う
  - 荷役作業場所の制限速度を順守する



荷役災害を防止するための留意事項

## リスクアセスメントに取り組みましょう！

職場における危険性等を事前に摘み取り、安全で安心な職場づくりのために、「リスクアセスメント」に取り組みましょう。

「リスクアセスメント」とは、作業手順毎等のリスク（危険性）を洗い出して見積もりし、優先度を決めて低減対策を検討し、実施して作業でのリスクを低減させるものです。

リスクアセスメントの効果として、

- ① 職場のリスクが明確になります。
- ② 職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。
- ③ 安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。
- ④ 残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。
- ⑤ 職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。



「リスクアセスメント  
実施支援システム」

# 熱中症対策が義務化されました！

労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が義務付けられましたので、正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

## 【熱中症とは？】

高温多湿の環境下で体温調整が出来ず、体内に熱がこもることによる障害で、**重症化すると命の危険も！**

## 【主な症状】

- ・めまい、たちくらみ・頭痛、吐き気
- ・倦怠感、だるさ　　・筋肉のけいれん
- ・意識の混濁、呼びかけへの反応が鈍い

## 【予防ポイント】

- ◎こまめな水分、塩分補給
  - ・のどが渇く前に水分を！
  - ・汗をかいたら塩分も一緒に！
- ◎適切な服装の着用
  - ・通気性の良い服装を！
- ◎休憩場所の整備
  - ・冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を！



熱中症予防のための情報・資料サイト



働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

## ◎健康診断結果に基づく対応

- ・糖尿病、高血圧症、腎不全などの持病がある作業員への配慮を！
- ◎日常の健康管理
  - ・睡眠不足、二日酔い、朝食の未接種は、熱中症の発症に影響を与えるので、作業開始前に確認を！
- ◎作業中の健康状態の確認
  - ・巡視を頻繁に行い、声をかける「パディ」を組み、労働者同士で互いの健康状態を確認しあう

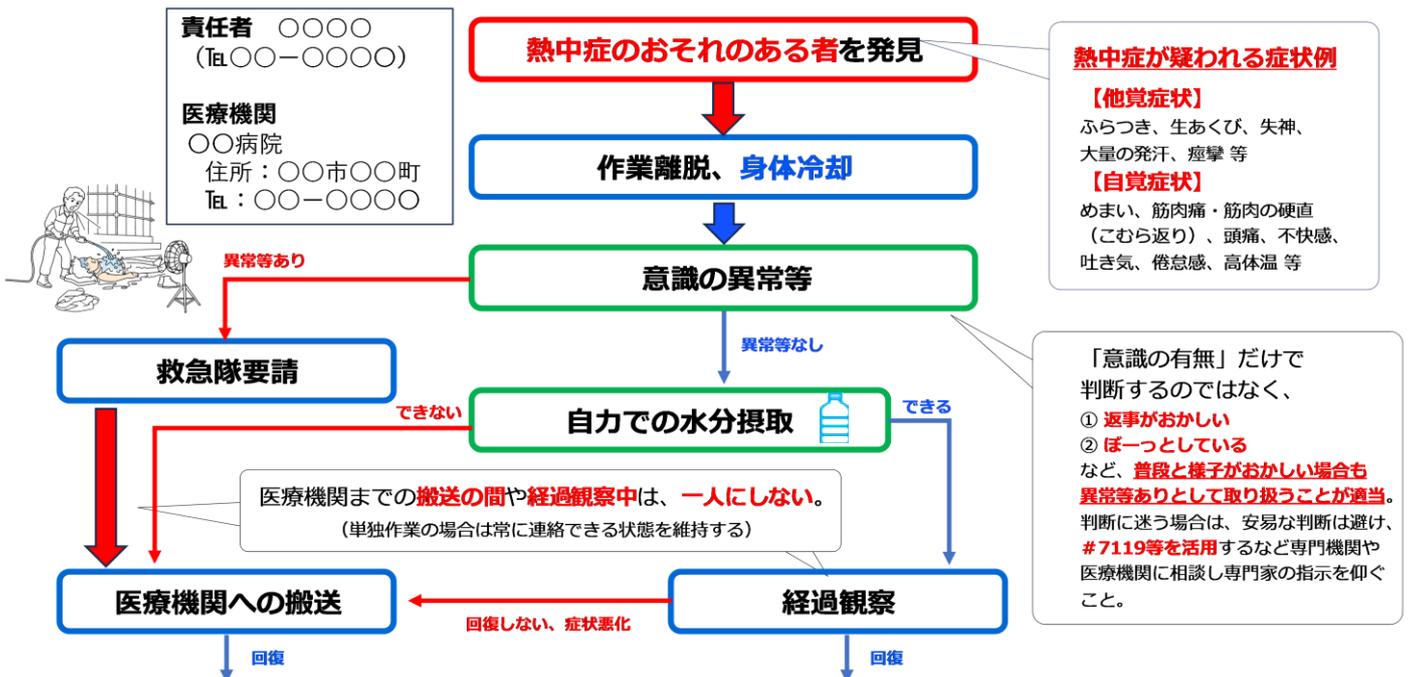
令和7年6月から、**熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切**に対処することにより、**熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者には義務付けられました。

対象となる作業

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

## 熱中症のおそれのある者に対する対応計画

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。